

# 「不要」意見考慮されず

県と佐世保市が東彼川棚町に計画している石木ダム建設事業で、国土交通省九州地方整備局(九地整)は6日の事業認定告示に合わせ、事業への主な反対意見に対する認定庁としての見解を公開した。「ダムは不要」とする意見などに対し、九地整は県や市の主張をほぼ全面的に受け入れ、ダムの必要性を認定。反対地権者(13世帯)に関しては、認定可否判断の上でほとんど考慮されなかった実態も浮き彫りとなった。

## 九地整 石木ダム事業で見解

九地整によると、事業認定との見方を示した。手続きで寄せられた意見書は、地権者に関しては「(反対計190通(賛成42、反対1)の13世帯の意志は変わらな47、不明1)、公聴会(今い)などの指摘に「地域住民年3月)の公述人は20組(起らの理解を得ることは重要な者1、賛成8、反対11)」。が、事業認定で考慮すべき事項でない」とした。「住み慣れた土地ですつと暮らしたい」との声にも「移転対象者への配慮がなされている」などとの見解にとどまった。

反対地権者を支援している水源開発問題全国連絡会(水源連)の遠藤保男共同代表は「13世帯と地域社会が失われるという人権、生存権の問題に触れられていない。治水、

## 県と佐世保市主張 全面受け入れ

利水の公益性については起業者の言い分をそのまま羅列し、異論・反論を一切評価、検証していないと批判した。

一方、同事業の認定可否を識者らで審議した社会資本整備審議会公共用地分科会(8人)の議事要旨も公表。6月7日に開き、委員から「水需要が実態と乖離(かいり)し財政処理に困っている例もある。利水起業者(佐世保市)が途中で撤退することがないのか」「未買収の(用地の)率が高い」などの質問や意見が出たが、最終的に「認定が相当」と議決していた。

事業認定手続きは土地収用法に基づき「第三者」の認定庁が事業の公益性や必要性を判断。認定されると用地の強制収用が可能になる。石木ダム建設事業については2009年に県と佐世保市が申請していた。

(山口恭祐、宮崎智明)

## 反対派 署名呼び掛け 川棚川を清掃

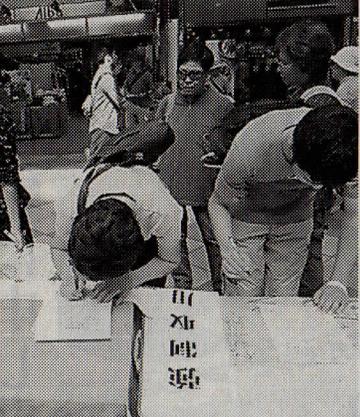
### 事業認定告示受け活動

県と佐世保市が東彼川棚町に計画している石木ダム事業の事業認定告示を受け、同市の反対派団体は8日、同市内で県に事業中止を求め署名活動をした。一方、同市の推進派団体は同日、同町の川棚川周辺を清掃し、ダム実現への熱意を示した。

反対派の「石木川まもり隊」(松本美智恵代表)は同市中心部の四ヶ町アーケードで署名活動を展開。約2時間で89人分の署名を集めた。9月末まで活動を続け、中村法道知事に提出する。松本代表は「事業認定は真実を無視した形だけのもの。石木ダムが県民にとって有害無益だと訴え続けていく」と話した。

一方、推進派の「石木ダム建設促進佐世保市民の会」(嬉野憲二会長)は2000年から毎年、市が管理する川棚川の取水ポンプ所(同町中組郷)周辺で草刈りやごみ拾いを続けている。この日は会員、市職員計約35人が参加。嬉野会長は「国のお墨付きが与えられたが、反対地権者の理解が得られるよう、ダム実現への気持ちを表し続けるしかない」と話した。(宮崎智明)

を求めて署名する市民  
=佐世保市、四ヶ町アーケード



川棚町中組郷  
=川棚川を清掃する市民の会員